

いわき市復興推進計画

平成 28 年 1 月 6 日
福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には本市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生し、本市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や、水道、廃棄物処理等の社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業区域内の都市センターゾーンに、市民生活に欠かせない小売業などの商業機能の集積を図るため、その中核となる複合商業施設の設備投資を支援することにより、市民生活の買物利便の向上と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市の日常生活に欠かせない買物環境の充実・強化のための中核的な役割を担う各種商品小売業について、立地企業の事業用の設備投資を支援することにより、立地企業の体力強化と雇用機会の創出を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地するイオンモール株式会社（以下「対象事業者」という。）が、小名浜において、複合商業施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

今回の複合商業施設の新設により、対象事業者及び関連企業における新規雇用者予定者は 850 名を予定しており、当市における各種商品小売業は、市内の卸売業・小売業における従業者数の約 6%、第 5 位の地位を占めることとなる。また、本事業は、商業施設全体で本市の各種商品小売業における年間商品販売額の約 71%、従業者数の約 72%を占めることとなり、当市の各種商品小売業における中核的な事業者となる。

したがって、当事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「市民生活の買物利便の向上と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社北日本銀行、株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当市では、「いわき市復興ビジョン」において、当市の復興のシンボルとして、小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生に向けて積極的に取り組むこととしている。

具体的には、小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生プロジェクトにおいて、小名浜港背後地の都市センターゾーンに新たな賑わい拠点を整備し、アクアマリンパークや漁港区、さらには既成市街地をはじめとした周辺地域を産業・観光振興拠点として形成することとしている。

当市と対象事業者とは、平成24年1月に「小名浜港背後地（都市センターゾーン）の開発事業協力者に関するパートナー基本協定」を締結し、協働で「小名浜港背後地（都市センターゾーン）の開発事業計画」をとりまとめるとともに、平成26年4月に開発事業の実施に関する基本協定を締結し、対象事業者を開発事業者として決定した。開発事業計画においては、「いわき市のみならず東日本復興のシンボルとなる活気溢れる都市拠点づくり」を基本的な考え方とし、「小名浜の新しい玄関口づくり」「港湾背後地の特徴を生かした商業サービス拠点づくり」「多様な機能を有する複合交流拠点づくり」「安全・安心なまちづくり」「既成市街地との連携強化」を掲げ、事業を推進することとしている。

当事業は、「いわき市復興ビジョン」において当市が目指す復興の方向性に合致する取り組みであり、雇用機会の創出、市民生活の利便向上及び地域経済の活性化を促進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、当市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社北日本銀行、株式会社常陽銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法

第4条第6項に基づく協議を行った。